

# 豊後高田市「部落差別解消に係る教育」基本方針



2020年10月

豊後高田市教育委員会

## 1. はじめに

2016年（平成28年）12月、日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題であるとして、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。この法律は、「部落差別」という用語を用いた初めての法律であり、現在もなお部落差別が存在することやその解消が重要な課題であること、部落問題に関する教育及び啓発を実施することを明記しており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

特に、第5条では、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と定められ、学校において、部落問題について学習し、部落差別を解消するための教育を行うことの必要性が示されています。

これまで、学校教育では、部落差別の解消をめざし、「差別の現実から深く学ぶ」同和教育の内実を基盤とした人権・同和教育を推進してきました。社会教育では、社会教育指導員を配置し、部落問題に関する講座や研修会を開催し推進してきました。しかし、2002年（平成14年）3月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後15年間については、これまでの部落差別の解消に向けた取組が継承されない等、課題も浮き彫りになっていました。

2019年（令和元年）に行った「豊後高田市人権に関する市民意識調査」においても、

- (1) 「今もなお、部落差別により人を排除しようとする差別意識を持った人がいると思いますか。」という設問については、
  - ・差別意識を持っている人はまだ多い 18.6%
  - ・なかには差別意識を持っている人がいる 49.4%
- (2) 「部落差別について、現在、どのような問題があると思いますか」については、
  - ・恋愛や結婚問題で周囲に反対されること 62.3%
- (3) 「部落差別を解消するためには、どのようなことが必要だと思いますか」については
  - ・市民が正しい理解を持ち、問題解決のために努力する 67.5%

という調査結果となっており、差別の実態及び忌避意識の存在が明らかとなった一方、部落差別の解消に対する市民の前向きな意識が高いことが明らかとなりました。

以上のことから、豊後高田市教育委員会では、「法」の趣旨に基づき、これまでの実践や取組を振り返り、部落差別の解消に必要な教育及び啓発を行うために、豊後高田市「部落差別解消に係る教育」基本方針を定めます。

そして、就学前教育および学校教育と社会教育、家庭教育の役割を明確にするとともに、その連携を密にしながら、豊後高田市人権・同和教育研究会（以下市人・同研という。）、市行政各課や関係機関、団体との協調を図り、総合的に実践に努めます。

## 2. 部落差別の解消に向けた諸施策の推進方針

豊後高田市教育委員会では、「法」の施行をふまえ、児童生徒については、自他の人権を尊重する豊かな人間性を身につけ、差別を見抜き、差別を許さない実践力・行動力を育成し、地域や家庭においては、部落問題を正しく理解しその解決を図ろうとする意欲の醸成を図ります。

### 基本指針

「部落差別の解消」を中心に据えた教育を推進することで、あらゆる差別の解消に向けた実践力を育成し、一人ひとりが生きやすい差別のない社会をめざす。

施策の推進にあたっては、家庭・学校・地域・職場・行政が連携し、体系的・効果的に事業・研修会等を行うとともに、これらの取組を通して部落差別解消を自らの課題として捉え、自主的に行動できるよう、総合的な教育・啓発を積極的に推進します。

教育委員会においては、教育行政の責務を明らかにし、部落差別解消教育を教育行政の重要課題として、人権教育推進体系に正しく位置づけ、条件整備を図ります。学校・社会・家庭における部落差別の解消を推進するために、教職員研修を実施し、熱意と実践力を備えた指導者の育成に努めます。また、教育委員会内に総合教育相談窓口を設置し、部落差別や進路保障に対する相談活動の充実を図ります。

就学前教育においては、体験活動等を通し自分と異なる個性を尊重し、豊かな相互関係を深める子どもの育成に取り組みます。

学校教育においては、目の前の子どもたちの実態を捉え、発達段階に応じた教育の充実を図り、部落問題を正しく認識し、差別や不合理を見抜く力と差別の解消を図る意欲と実践力を育みます。また、基礎学力の定着、思考力、判断力、表現力等の育成、進路保障の充実に取り組みます。

社会教育においては、あらゆる学習の機会に、基本的人権の尊重を基調とする学習活動の促進と部落差別を解消するための学習に取り組んでいきます。

### 3. 具体的な取組

#### (1) 就学前教育

就学前教育においては、日常の教育を通し、豊かな情操を養い、家庭や地域・小学校と連携した心の教育を実施します

- 1) 幼稚園では、体験活動などを通し集団との関わりの中で人との違いに気づくことや生命を尊重する心を養う教育に取り組めます。
- 2) 就学時健康診断・5歳児健康診査における子育て学習会の中で、「法」や部落問題を取り上げ、保護者への啓発を行います。

#### (2) 学校教育

全ての教育活動の基盤に人権教育を据え、部落差別解消教育を実践します。

##### 1) 部落差別解消教育推進体制の構築

- ・ 人権教育主任を核とし、全教職員で部落差別解消教育を推進する体制を確立します。
- ・ 各校のめざす子ども像を明確化し、全教職員で共有します。
- ・ 被差別の状況におかれている子どもを中心に据えた仲間づくりを推進します。
- ・ 人間関係づくりプログラムを教育課程に位置付け、特別活動を中心にした望ましい人間関係の構築を図ります。

##### 2) 部落問題学習の系統的・計画的な実践

- ・ 人権教育の基盤として部落問題学習を位置付けます。
- ・ 各学校の実態に応じた、部落問題学習を教育課程に位置付け、年間指導計画を作成し実践します。
- ・ 中学校ブロックごとに、部落問題学習統一カリキュラムを作成し、小・中の系統性を保ちます。

##### 低学年・中学年

高学年になってからの部落問題学習につながるように、『被差別の立場に置かれた人の気持ちを考える』ことができる力をつけます。特に、『仲間はずれ』や『決めつけた見方』をキーワードに『排除の差別に対する意識』を高めます。

### 高学年

5年生では、住むところや家柄による差別があったことを学習します。6年生では、それまでの学習の上に、歴史的背景を関連させてより具体的に部落問題についての理解を深めます。

特に、社会科と関連させ『解放令（賤民廃止令）』『水平社宣言』に触れます。

### 中学校

歴史分野では、江戸時代までについては、職業や身分の固定化が進んだことを部落差別の制度化と関連して捉えられるようにします。更に、江戸時代になると、被差別の立場に置かれた人々は様々な制約を受けたことへの理解を深めます。明治以降については、『解放令（賤民廃止令）』『解放令反対一揆』『水平社宣言』等に触れ、差別解消へ向けた取組について学習します。

公民分野では同和対策審議会答申からの差別をなくす政策に関することへの理解を深めます。

### 3) 学習指導の工夫・充実

- ・ 大分県教育庁人権・同和教育課（現：大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課）作成『人権の「授業づくり」のすすめかた』を活用し、「主体的・対話的で深い学び」の授業をめざします。
- ・ 「人権が尊重される授業づくりの3視点」、市人・同研「人権・部落問題学習の視点」等を活用した授業展開を工夫します。
- ・ 育てたい資質・能力を「人権感覚」と「知的理解」の2側面から捉え、児童生徒の発達段階に応じて系統性を考慮して指導を行い、「主体者となって部落差別をなくそうとする実践力」の向上を図ります。
- ・ 教職員からの一方的な説明にとどまることなく、児童生徒が対話的に進める授業を通して、問題意識を持ち自分のこととして考えを深め、「深く」人権について考える学習活動をめざします。
- ・ すべての児童生徒の人権が尊重される環境と雰囲気をつくります。

### 4) 教職員研修の充実

- ・ 教職員として部落差別・部落問題認識を深めるため、部落差別の内実に向ける学習を推進します。
- ・ 各校は、部落問題学習年間指導計画に基づく授業実践・授業研究を実施

し、教職員の研鑽を積みます。

小学校1年生～小学校4年生 年間1時間の実施

小学校5年生～中学校3年生 年間2時間以上実施

- ・ 学校は、人権研修の中に部落差別に関する内容を明確に位置づけ、大分県教育庁人権・同和教育課作成『部落差別解消法より学ぶ』を活用し法律の主旨や施行の背景について継続して研修を実施します。
- ・ 当事者との対話会、研修会等、市人・同研と連携して実施します。
- ・ 部落問題学習会及び人権教育講演会に参加し、教職員の力量を高めます。

#### 5) 研究大会における取組の充実

- ・ 豊後高田市人権・同和教育研究大会を、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」機会とし、「部落問題学習」の授業を公開します。
- ・ 部落差別の解消にむけた取組や課題を共有し、明日からの実践に活かす機会として、授業実践・実践報告と全体研修（講演）を推進します。
- ・ 学校教育や社会教育の取組が、その集団だけのものではなく相互に理解されるよう参加体制を工夫します。

#### 6) 進路保障の推進

- ・ すべての子どもたちの進路保障を行うため、進路保障協議会を核とし、子どもたちを阻害している課題を取り除く進路保障活動を推進します。
- ・ 総合教育相談員を配置し、部落差別や進路保障に対する相談活動の充実を図ります。

#### 7) 家庭・地域との連携

- ・ P T Aと連携し、部落問題学習の授業参観や部落差別の解消に係る人権講演会等を計画的・継続的に行うことで保護者への啓発を推進します。
- ・ 社会教育の取組と連動した家庭・地域との連携を継続します

#### 8) 体験活動の推進

- ・ 地域と一体化した奉仕、勤労、世代交流等の活動やフィールドワークの実施を推進します。

### (3) 社会教育（地域社会や家庭における教育・啓発）

社会教育においては、一人ひとりが互いの基本的人権を尊重するとともに、自らの生活の中にある、人権・部落差別問題に関わる課題に気づき、理解し、解決しようとする意欲と行動力につながる人権意識の醸成が求められます。

インターネットを悪用した部落差別が存在している現在、豊かな人権感覚を育成する教育や人権意識の基礎を培う教育の推進が求められています。

そこで、社会教育施設や各種団体などでのさまざまな学習の場の人権尊重の視点を取り入れ、人権意識の高揚を図ります。

地域や家庭においては、部落問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲を醸成することを目的とします。そのため、個人の尊厳を再認識する基本的な社会性を身に付けるための人権尊重の理念の普及啓発を推進します。

また、公民館などの社会教育施設を中心として、地域の実態に即した課題を把握し、自治会単位や各種団体などへの情報提供や、学習相談、講師派遣などの学習機会の拡充と支援に努め、家庭や学校、地域社会が連携した住民総参加型の教育・啓発活動に努めます。

#### 1) 部落差別解消の推進

地域における部落問題の正しい理解と知識を深める「身近なじんけん講座」等を実施します。

#### 2) 公民館等における部落差別解消の推進

公民館等において、部落問題に関する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。

#### 3) 公民館等における啓発資料の整備

部落問題に関する資料や雑誌を並べたスペースを整備し「人権コーナー」とし、資料等の充実を図ります。

#### 4) 社会教育団体との連携

豊後高田市社会人権・同和教育研究会と連携し、部落差別の解消に係る人権講演会等計画的・継続的な実施を行うことで市民への啓発を推進します。